【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年６月29日
【会社名】	株式会社スズケン
【英訳名】	SUZUKEN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　宮　田　浩　美
【本店の所在の場所】	名古屋市東区東片端町８番地
【電話番号】	052（961）2331（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長　阿　部　　修
【最寄りの連絡場所】	名古屋市東区東片端町８番地
【電話番号】	052（961）2331（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長　阿　部　　修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目８番20号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の１)

1【提出理由】

平成29年６月28日に開催いたしました当社第71期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会開催日　平成29年６月28日

(2) 決議の内容

第１号議案　定款一部変更の件

①「薬事法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第84号)の施行により「再生医療等製品」が新たに定義されたことに伴い、今後の事業展開に備える為、事業目的に文言を追加するとともに、その他の文言の整理をおこなう為、定款第２条の規定を変更する。

②「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行をおこなわない取締役及び社外監査役でない監査役についても、期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第28条及び第36条の規定を変更する。

③会社法第329条第３項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え選任することができる補欠監査役の規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする為、定款第30条及び第31条の規定を変更する。

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役として、別所芳樹、宮田浩美、浅野茂、斉藤政男、伊澤芳道、田村富志、上田圭祐、岩谷敏昭、薄井康紀を選任する。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役として、竹田憲之を選任する。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

補欠監査役として、髙橋正彦を選任する。

第５号議案　取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

取締役(社外取締役を除く)に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等の額を年額60百万円以内として設定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	賛成率	決議の結果
第１号議案	774,960個	624個	1,713個	97.21%	可決
第２号議案					
別　所　芳　樹	760,737個	14,587個	1,964個	95.43%	可決
宮　田　浩　美	766,848個	8,479個	1,964個	96.20%	可決
浅　野　　茂	767,001個	8,576個	1,713個	96.22%	可決
斉　藤　政　男	766,995個	8,582個	1,713個	96.22%	可決
伊　澤　芳　道	767,003個	8,574個	1,713個	96.22%	可決
田　村　富　志	767,011個	8,566個	1,713個	96.22%	可決
上　田　圭　祐	706,934個	68,631個	1,713個	88.68%	可決
岩　谷　敏　昭	742,388個	33,193個	1,713個	93.13%	可決
薄　井　康　紀	769,478個	6,103個	1,713個	96.53%	可決
第３号議案					
竹　田　憲　之	752,511個	23,060個	1,713個	94.40%	可決
第４号議案					
髙　橋　正　彦	775,414個	170個	1,713個	97.27%	可決
第５号議案	763,482個	12,096個	1,713個	95.78%	可決

(注) １．各議案の可決要件は次のとおりであります。
第１号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成です。
第２号議案及び第３号議案並びに第４号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
第５号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
２．議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由は次のとおりであります。
本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。